

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年 5月23日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：20件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	取水設備スクリーン洗浄ポンプ（B）に異音が認められたため、当該ポンプを点検・修理	D	
2	2号機	「搬出物品確認申請書・確認書」の取扱区分の誤記入が認められたため、当該書類を訂正	D	
3	2号機	過渡現象記録装置に指示不良（復水器真空度値ドリフト）が認められたため、当該装置を点検・修理	D	
4	2号機	計器校正記録確認において、記録（燃料プール冷却浄化系スキマサージタンクレベル変換器入力補正值）に誤りが認められたため、対応検討	C	
5	2号機	原子炉冷却材浄化系ろ過脱塩器（A）逆洗空気入口第1弁よりグランドリーク（微量）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
6	2号機	原子炉冷却材浄化系非再生熱交換器出口温度制御器に動作不良（ドリフト）が認められたため、当該制御器を点検・修理	D	
7	2号機	原子炉冷却材浄化系ろ過脱塩器（A）逆洗ドレン弁よりグランドリーク（微量）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
8	4号機	第1給水加熱器（A）レベル制御弁等（6台）点検において、リークオフ配管（5箇所）及びリークオフ弁（2台）に詰まりが認められたため、当該配管及びリークオフ弁を点検・修理	D	
9	4号機	原子炉建屋空調機室の床面に水溜りが認められたため、当該周りを点検・修理	D	
10	4号機	低圧復水ポンプエリア換気空調系局所空調機冷却水出口配管ドレン弁に動作不良（閉固着）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
11	4号機	制御棒駆動水圧系スクラム排出水容器レベルスイッチループ試験において、「A系原子炉自動スクラムトリップ及び原子炉水位低トリップ」の警報発生が認められたため、対応検討	C	
12	5号機	定期事業者検査（選択制御棒挿入機能検査）において、検査成績書に誤り（判定基準）が認められたため、成績書を訂正及び対応検討	D	
13	5号機	主蒸気管トンネル室換気空調系局所空調機冷却水配管ドレン弁にシートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
14	5号機	原子炉冷却材浄化系ろ過脱塩器（B）入口第1電動弁軸連結部に外れが認められたため、当該部を点検・修理	D	
15	5号機	原子炉給水ポンプ（B）駆動タービン用ターニング装置に動作不良（ギア離脱、結合の繰り返し事象）が認められたため、当該装置を点検・修理	C	
16	6号機	原子炉格納容器露点計検出部に汚れが認められたため、当該検出部を点検・清掃	D	
17	集中環境施設	高温焼却炉設備換気空調系雑固体廃棄物減容処理建屋排気フィルタ差圧指示計点検において、指示不良（指針固着）が認められたため、当該差圧指示計を修理	D	
18	集中環境施設	洗濯廃液系濃縮洗濯廃液ポンプ（B）出口弁ボンネットににじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
19	集中環境施設	補助ボイラ蒸気だめ（A）入口弁（補助ボイラC用）に動作不良（スムーズな開閉困難）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
20	その他	当所ホームページ掲載取放水口海水温度差公開画面の南放水口排熱量の誤表示（5月16日、20日）が認められたため、対応検討	C	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで